一関市監査委員告示第13号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第７項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和８年11月11日

一関市監査委員　及　川　弘　人
一関市監査委員　加　藤　伸　弘
一関市監査委員　佐　藤　　浩

記

１　監査実施日及び対象

令和８年９月18日（金）

対　象	監査区分	被監査者	
		団　体	担当課
一関市曽慶市民センター（大東曽慶地区センター）、一関市曽慶市民センター曽慶体育館の指定管理者による管理	指定管理者	結いネット そげい	大東支所 地域振興課
一関市田河津市民センターの指定管理者による管理		田河津振興会	東山支所 地域振興課

２　監査の範囲

令和７年度の財務等に係る事務の執行状況

３　監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

(1)　団体指定の手続が関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。

(2)　指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。

(3)　施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また、住民サービスの向上に努めているか。

(4)　利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。

(5)　指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。

(6)　管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4　監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

別　紙

監査結果報告書

一関市曽慶市民センターほか

第１　指定管理の概要

施設名　　一関市曽慶市民センター（大東曽慶地区センター）
　　一関市曽慶市民センター曽慶体育館
指定管理者　結いネット　そげい
担当課　　大東支所地域振興課

(1)　施設の所在地
　一関市大東町曽慶字神蔭 32 番地１（曽慶市民センター）
　一関市大東町曽慶字神蔭 41 番地（曽慶体育館）
(2)　施設の設置目的
・市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。（曽慶市民センター、曽慶体育館）
・健全な地域社会をつくることを目的とした研修及び集会の場とするため。（大東曽慶地区センター）
(3)　施設設置年月日
　平成６年９月１日（曽慶市民センター）
(4)　指定管理者団体指定期間
　令和４年４月１日から令和９年３月 31 日までの５年間
　（指定初年度：令和４年度）
(5)　団体選定形態
　非公募による
(6)　利用料金制採用の有無
　有
(7)　令和７年度指定管理料
　15,323,000　円

第２　監査の結果

令和７年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

別　紙

監査結果報告書

一関市田河津市民センター

第１　指定管理の概要

施設名　　一関市田河津市民センター
指定管理者　田河津振興会
担当課　　東山支所地域振興課

(1)　施設の所在地
　一関市東山町田河津字石ノ森 16 番地８
(2)　施設の設置目的
　市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
(3)　施設設置年月
　昭和 24 年 12 月
(4)　指定管理者団体指定期間
　令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までの５年間
　（指定初年度：令和３年度）
(5)　団体選定形態
　非公募による
(6)　利用料金制採用の有無
　有
(7)　令和７年度指定管理料
　15,108,000　円

第２　監査の結果

令和７年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。